＜備考＞

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明瞭に記入すること。

3　本様式は、第１表は両面印刷とし、それ以外は片面印刷とすること。

4　印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。

5　第３表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品又は提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より輸送料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、

① 原材料使用額等（※）

② 売上原価

③ 売上原価、販売費及び一般管理費

のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。

・生産量とは、事業所が実際に生産（委託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。

・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。

・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。

① 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

② 販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの

③ 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

④ 同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

（以上）

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号。以下この条において「改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」と、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）」を「改正法」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

2　現行法第九条第一項の認定の申請が平成三十年一月十二日（当該申請が、バイオマス発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第二条第一項各号に掲げるバイオマスを発電に利用するものに限る。）に係る現行法第九条第三項の認定に係るものである場合にあっては、平成二十九年十二月十二日）までに行われ、当該申請に係る接続同意書が平成三十年二月十六日までに経済産業大臣に提出された場合であって、当該申請に係る現行法第九条第三項の認定の日が平成三十年四月一日以降である場合は、当該認定の日が平成三十年三月三十一日であるものとみなし、新法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は前項に定める期間を準用する。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令の一部改正）

第三条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく入札実施機関に関する省令（平成二十九年経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「指定入札機関」を「入札実施機関」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条　公布の日

二　第一条中再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（附則第四条において「施行規則」という。）第十三条の三の三の改正規定　令和五年十月一日

（所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第二条　令和五年四月一日から令和五年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（次条において「新施行規則」という。）第三条の六、第三条の八及び第五条第一項（第十二号の三に係る部分に限る。）の規定の適用については、第三条の六中「同法第二条第一項第七号の二」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第九号イに規定する五年改正規定による改正後の消費税法第二条第一項第七号の二」とする。

（認定基準に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の日前に特定契約により電気を供給する事業として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定発電設備を用いて、同日以降に市場取引等により電気を供給する事業として法第九条第四項の認定（法第十条第一項の認定を含む。）を受ける場合については、新施行規則第五条第二項（第五号の三に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

（石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備に関する経過措置）

第四条　石炭を原料とする燃料を混焼させるバイオマス発電設備であって、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第九条第三項の認定（同法第十条第一項の変更の認定を含む。以下この条において「旧法による認定」という。）を受けたものを用いて市場取引等により電気を供給する事業として法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする場合については、当該設備に係る設備の区分等については、旧法による認定に係る設備の区分等を適用し、施行規則第五条第一項（第十一号へに係る部分に限る。）の規定は適用しない。